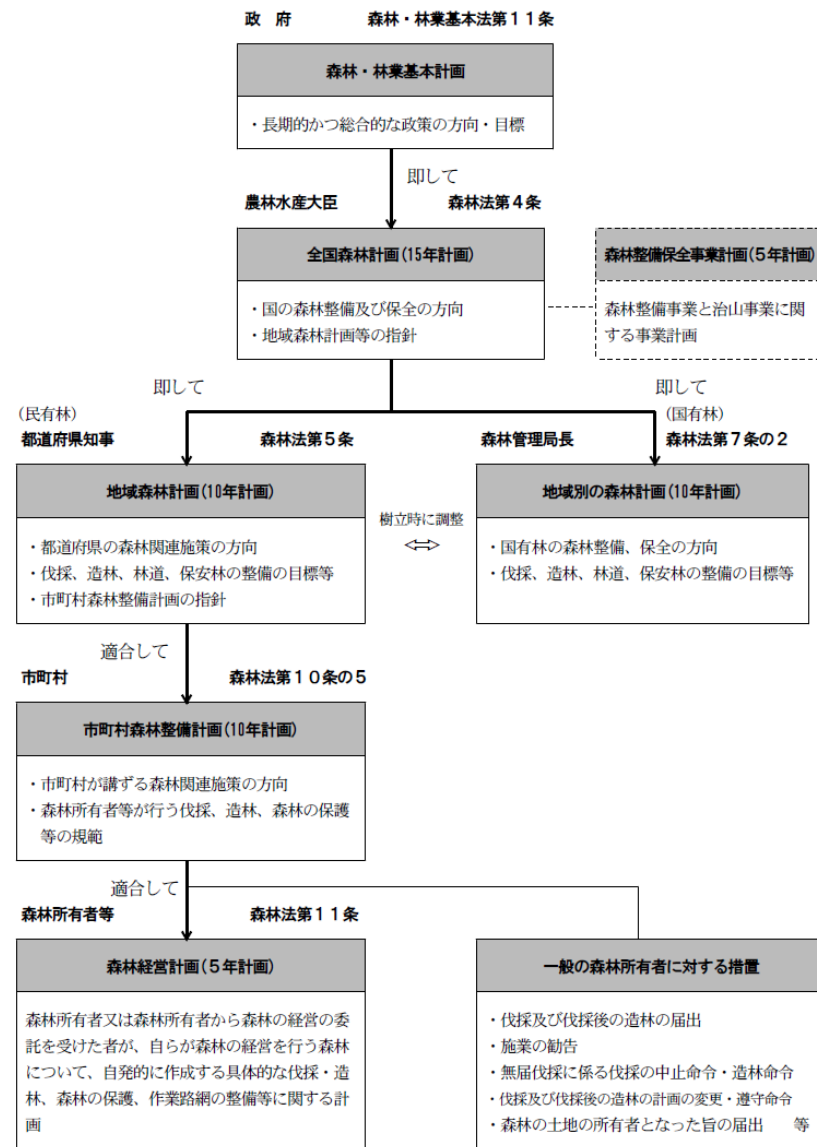


# 森林整備保全事業計画の策定について

令和5年9月  
林野庁

# I 森林整備保全事業計画の策定について

## 森林計画制度の体系



## 森林整備保全事業計画の位置付け

森林整備保全事業計画は、農林水産大臣が森林法第4条の規定に基づき、全国森林計画の作成と併せて5年毎にたてる計画。

全国森林計画に掲げる森林の整備・保全の目標の計画的な達成に資するため、森林整備保全事業（森林整備事業、治山事業）の目標や成果指標等を定めるもの。

## 次期計画の計画期間

計画期間は、次期全国森林計画の計画期間(令和6～20年度)のうち、最初の5年間(令和6～10年度)。

## II 森林整備保全事業計画の概要

### 【事業の成果目標と成果指標】

#### 成果目標① 安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与

土壌を保全する能力や水質を浄化し水を育む能力に優れた森林の整備や、山地災害を防ぐ施設の整備等により、国民の安全で安心な暮らしを支える国土の形成に寄与する。

##### 成果指標

- ① 国土を守り水を育む豊かな森林の整備及び保全
- ② 山崩れ等の復旧と予防
- ③ 飛砂害、風害、潮害等の防備

#### 成果目標② 生物多様性保全等のニーズに応える多様な森林への誘導

森林の多様性の維持増進を図るための整備や、伐期の多様化を進めることにより、生物多様性の保全等の国民の多様なニーズへ対応する。

##### 成果指標

- ④ 複層林化の推進
- ⑤ 育成単層林の齢級構成の偏りの改善

#### 成果目標③ 持続的な森林経営の推進

木材の積極的かつ多段階な利用を図ることにより、「植栽→保育→収穫→植栽」のサイクルを円滑に循環させ、持続的な森林経営を推進する。

##### 成果指標

- ⑥ 森林資源の循環利用の促進
- ⑦ 森林資源の再造成の推進

#### 成果目標④ 山村地域の活力創造への寄与

森林の有する多面的機能を発揮しつつ、山村の豊富な森林資源を活用し、林業の成長産業化、ひいては山村地域の活力創造へ寄与する。

##### 成果指標

- ⑧ 森林資源を活用した地域づくりの推進

# II 森林整備保全事業計画の概要

## 成果目標① 安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与

### 成果指標①

#### <国土を守り水を育む 豊かな森林の整備及び保全>

- ▶ 適切な間伐や、治山施設の設置等を行い、下層植生や樹木の根の発達、山腹の崩壊の予防等を図ることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を増加。

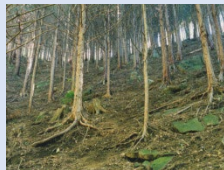
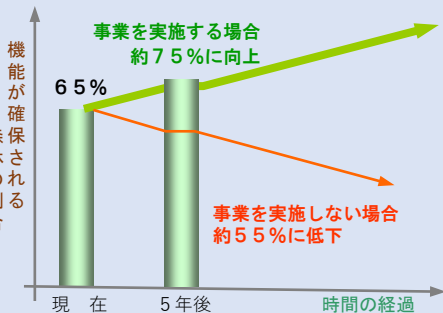
現状値 65% (H30) → 目標値 約75% (R5)  
(間伐等を実施しない場合約55%に低下)



間伐の実施により、下層植生を確保 等

#### 主な事業量

水源涵養機能森林及び山地災害防止／土壌保全機能森林の育成林での間伐の実施  
約180万 h a



### 成果指標②

#### <山崩れ等の復旧と予防>

- ▶ 山地災害危険地区のうち人家等の保全すべき対象の周辺に存する保安林等に指定された地区において、一定の治山対策を実施することにより、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を増加。

現状値 約56.2千集落 (H30)  
→ 目標値 約58.6千集落 (R5)



人命・財産を保護するため、優先度を考慮した効果的な治山対策を実施

#### 主な事業量

集落や市街地周辺に存する山地災害危険地区等における治山対策の実施  
約32千箇所



### 成果指標③

#### <飛砂害、風害、潮害等の防備>

- ▶ 海岸防災林や防風林などの延長約9千 km について、海岸侵食や病虫害からの森林の保全等を行うことにより、近接する市街地、工場や農地などを保全。

目標値  
海岸防災林等約9千kmの保全



被害箇所の再生を図り、海岸防災林等の有する機能を回復

#### 主な事業量

気象害・病虫害等により機能の低下した海岸防災林等の復旧・整備  
約0.2千km



# II 森林整備保全事業計画の概要

## 成果目標② 生物多様性保全等のニーズに応える多様な森林への誘導

### 成果指標④

#### <複層林化の推進>

▶ 多様な樹種や階層からなる森林への誘導を目的とした整備を推進し、森林・林業基本計画において育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合を増加。

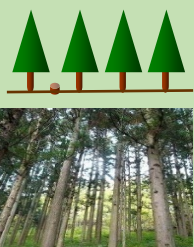
現状値 1.9% (H30) → 目標値 2.9% (R5)

森林・林業基本計画で育成複層林に誘導するとされている育成単層林(350万ha)を対象に択伐等を推進

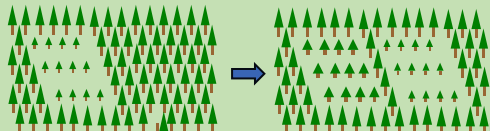
#### 主な事業量

択伐等による育成複層林への誘導 約3.5万ha

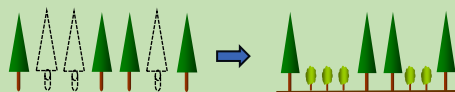
#### 育成単層林



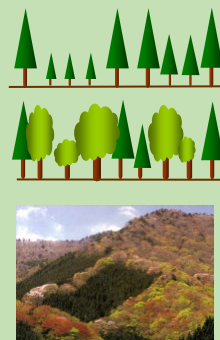
#### 複層林化 針葉樹のモザイク林



#### 針広混交林化



#### 育成複層林



### 成果指標⑤

#### <育成単層林の年齢構成の偏りの改善>

▶ 人工林の育成単層林について、伐期の多様化による年齢構成の偏りの改善の度合いを進捗※。

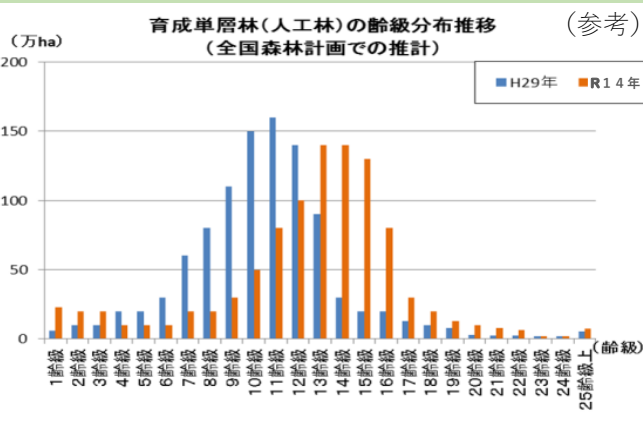
目標値 26% (R4)

〔全国森林計画に基づき試算した令和14年時点の年齢構成の改善度合いを100%、現状(H29)を0%とする〕

路網整備を推進しつつ、現在11年齢前後にあるピークを下げる方向で主伐・再造林等を実施

#### 主な事業量

人工造林の実施 約28万ha  
路網整備 約7.2万km



※年齢別面積について、平均値からのばらつき具合を表す値(分散)を算出。平成29年の分散を0%とし、全国森林計画で推計した15年後(令和14年)を100%として、人工林の育成単層林の偏りある年齢構成の改善に向けた進捗度合いを算出。

# II 森林整備保全事業計画の概要

## 成果目標③ 持続的な森林経営の推進

## 成果目標④ 山村地域の活力創造への寄与

### 成果指標⑥

#### <森林資源の循環利用の促進>

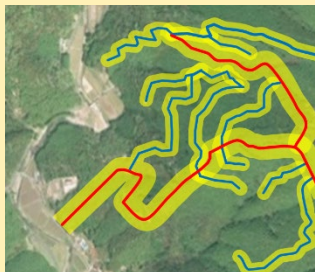
▶ 林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量を増加。

**目標値 3億8千万m<sup>3</sup> (R5)**

↑ 路網整備により、効率的な木材生産が可能となる育成林の範囲を拡大

#### 主な事業量

路網整備 約7.2万km (再掲)



【イメージ】 路網から一定の範囲内の育成林の蓄積を評価  
(赤：林道、青：森林作業道、黄：利用可能な森林)

### 成果指標⑦

#### <森林資源の再造成の推進>

▶ (ア) 人工造林 (樹下植栽を除く) の着実な実施により、全国森林計画に基づき試算した令和4年時点の育成単層林における1齢級面積を達成。

**全国森林計画に基づき試算した令和4年時点の育成単層林の1齢級面積の達成 (100%)**

▶ (イ) 人工造林のコストの低減を図る取組を実施した面積割合を向上。

**現状値 22% (H29)  
→ 目標値 44% (R5)**

↑ 増加する主伐量に応じた人工造林を着実かつ効率的に推進

#### 主な事業量

人工造林の実施 約28万ha (再掲)



### 成果指標⑧

#### <森林資源を活用した地域づくりの推進>

▶ 各都道府県の資源量に応じつつ、47都道府県において森林資源を積極的に利用\*。

**目標値 47都道府県 (R5)**

(当該成果指標を評価する際、地域経済への影響に係る指標として、木材・木製品製造品出荷額等を参考とする。)

↑ 路網整備を推進しつつ、林業生産活動(間伐及び主伐・再造林)を活発化

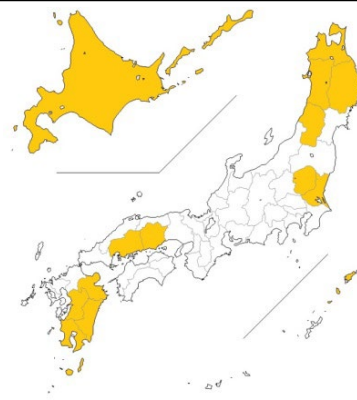
#### 主な事業量

間伐の実施 約239万ha  
人工造林の実施 約28万ha (再掲)  
路網整備 約7.2万km (再掲)

※全国森林計画における総蓄積(育成林)に対する伐採立木材積の割合(1.40%：令和5年時点)以上となるもしくは、各都道府県における伐採立木材積が平成30年時点を上回る

(参考)

平成29年における伐採立木材積から推計した都道府県別の割合が、1.40%以上となっていた都道府県数は13道県。



# Ⅲ 現行計画の成果指標と進捗状況

現行計画の 基本的な視点	成果指標	R5目標値に対するR4時点の進捗状況			
		基準値	R4見込み	目標値	R4時点の進捗率
安全・安心な国土の 形成への寄与	① 土壌を保持し水を育む能力が良好に保たれている森林の割合	54.5%	64.8%	74.5%	▶ 進捗率51%
	※計画期間中、間伐等を実施しない場合のR5時点の割合を基準値としている。				
	② 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数	56.2千集落 ※H30年時点	57.7千集落	58.6千集落	▶ 進捗率63%
	③ 海岸浸食や病害虫からの森林の保全等を行った海岸防災林や防風林などの延長	8.7千km ※H30年時点	8.9千km	9.0千km	▶ 進捗率98%
多様なニーズへの 対応	④ 公益的機能の一層の発揮のため育成複層林に誘導することとされている育成単層林のうち、育成複層林に誘導した森林の割合	1.9% ※H30年時点	2.9%	2.9%	▶ 進捗率100%
	⑤ 育成単層林の齢級構成の偏り(齢級別面積の分散)の改善進捗度	(0%) ※H29年時点を基準	33.5%	26% ※R4年時点の値	▶ 進捗率129%
持続的な森林経営 の推進	⑥ 木材として安定的にかつ効率的な供給が可能となる育成林の資源増加量	(0m <sup>3</sup> ) ※H30年時点を基準	2億7千万m <sup>3</sup>	3億8千万m <sup>3</sup>	▶ 進捗率70%
	⑦ (ア) 育成単層林の1齢級面積目標達成度	(0%) ※H30年時点を基準	76%	100%	▶ 進捗率76%
	⑦ (イ) 人工造林面積のうちコストの低減を図る取組を実施した面積の割合	22% ※H29年時点	51%	44%	▶ 進捗率132%
山村地域の 活力創造への寄与	⑧ 森林資源をより積極的に利用するようになった都道府県数	(0都道府県) ※H30年時点を基準	43都道府県 ※R3年時点	47都道府県	▶ 進捗率91%

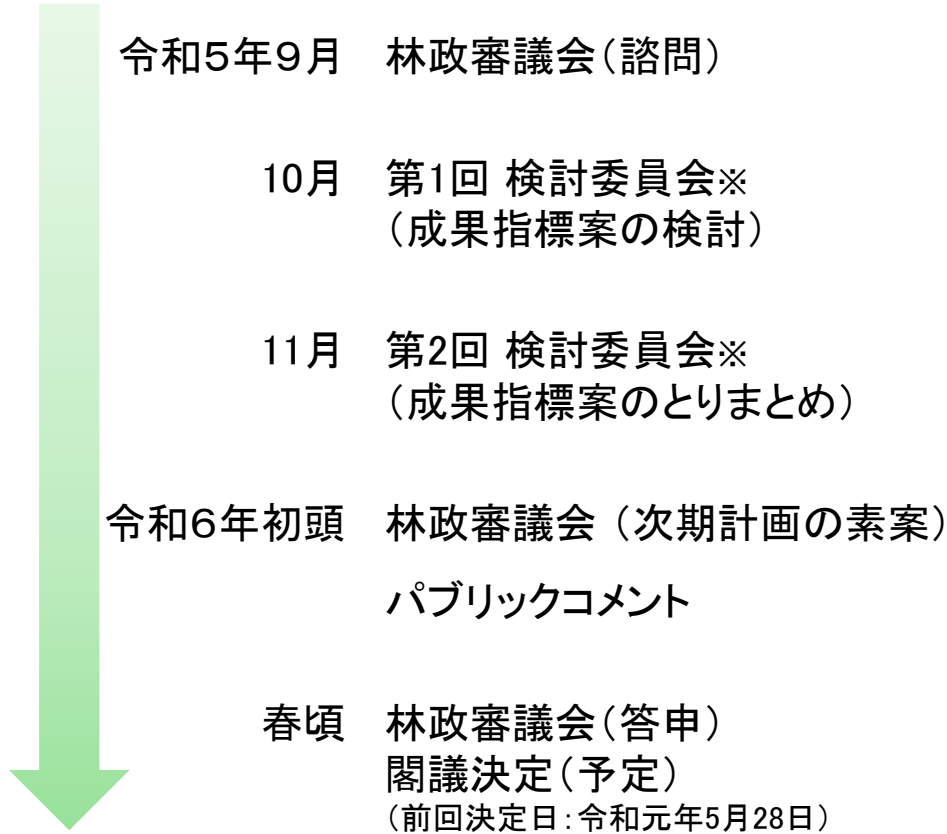
※進捗率の計算

$$\text{進捗率} = \frac{\text{R4見込み} - \text{基準値}}{\text{目標値} - \text{基準値}} \quad \text{ただし、成果指標③のみ} \quad \text{進捗率} = \frac{\text{R4見込み}}{\text{目標値}}$$

⑤⑥⑦(ア)⑧は、基準に対する増加量を目標としているので、基準値は便宜上0としている。

# IV 今後の予定について

## ■ スケジュール(予定)



### ※検討委員会

現行計画における成果指標の達成状況を検証しつつ、次期計画の成果指標を検討ため、各研究分野毎の専門家による検討委員会において、個別の成果指標毎に具体的な検討を行い、林政審議会での議論に資することとする。

### (参考) 森林法(抜粋)

(全国森林計画等)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)第十一条第一項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

2~4 略

5 農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに、森林整備保全事業(造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業並びに森林の造成及び維持に必要な事業で政令で定める者が実施するものをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「森林整備保全事業計画」という。)をたてなければならない。

6 森林整備保全事業計画においては、全国森林計画の計画期間のうち最初の五年間に係る森林整備保全事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

7 農林水産大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、全国森林計画及び森林整備保全事業計画を変更することができる。

8 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、林政審議会及び都道府県知事の意見を聴かななければならない。

9 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更するには、閣議の決定を経なければならない。

10 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、当該計画(変更の場合にあつては、変更後の計画)を環境大臣その他関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。

11 前三項の規定は、森林整備保全事業計画について準用する。この場合において、第八項及び前項中「環境大臣その他関係行政機関の長」とあるのは、「関係行政機関の長」と読み替えるものとする。